

島見緑地の利用予約について

各広場を利用する場合は、「事前の予約」、「行為許可申請書の提出」及び「利用料金の支払い」が必要です。以下の内容をよくお読みのうえ、必要な手続きを行ってください。

【団体利用と専用利用について】

● 団体利用とは・・・

遠足等で利用するために、広場を団体で遊んだり昼食をとったりする場合（他の一般利用者との共同利用を容認できる利用の仕方）

● 専用利用とは・・・

サッカーやラグビー等の練習・試合、運動会等のレクリエーションをする等で、広場を独占的に利用する場合（他の一般利用者との共同利用を容認できない利用の仕方）

【利用の時間と期間】

● 利用の時間（団体利用・専用利用とも共通）

8：30～17：00 ※準備や後片付けの時間を含む

● 団体利用できる期間

全ての広場で年間を通して利用可能

● 専用利用できる期間

広場名	主な専用利用例	専用利用できる期間
ふるさと広場	サッカー、ラグビー等	4月1日～10月31日
わんぱく広場	祭り、犬の催し等	年間を通して利用可能
のびのび広場	グラウンドゴルフ大会、スポーツイベント等	
みどりの広場	グラウンドゴルフ大会等	

※ふるさと広場は、11月1日から3月31日の間は芝生養生のため、芝生を傷めるような専用利用は受付しておりません。「芝生を傷めるような専用利用」の判断については公園管理事務所に問い合わせください。



【予約方法】

予約の空き情報は、島見・聖籠緑地のホームページの「公園・広場の利用」ページでご確認いただけます。また島見緑地管理事務所にお電話で予約状況の確認をして頂いても結構です。

予約可能か確認後、お電話またはご来訪頂き予約して下さい。

※利用日の6か月前の月の1日13時から先着順にて受付いたします。

(例：8月15日の利用予約は、2月1日13時から受付可能)

・利用日と時間（午前8：30～12：30、午後13：00～17：00）

・団体名、お名前、連絡先

をお伝えください。

予約後、利用日までに必要書類を提出してください。

【必要書類の提出について】

利用日までに次の①と②の書類を島見緑地管理事務所にて記入して提出するか、ホームページからダウンロード・記入したものを島見緑地管理事務所宛にFAXまたはメールでお送りください。

①公園内行為許可申請書

②利用料金減免申請書（該当する場合）

公園内で下記の行為をする場合は利用料が必要となります。

また、下記減免基準のいずれかに該当する場合は、利用料が全額減免となる場合があります。

区分	金額
物品を販売し、または頒布すること	1人につき1日 770円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること	下記表のとおり
ロケーション又は業として写真の撮影をすること	ロケーション1件につき1日 17,300円 写真の撮影 1台につき1日 640円

エリア名	中学生、高校生、18歳未満の方		18歳以上	
	全面利用	半面利用	全面利用	半面利用
ふるさと広場	1,000	500	2,000	1,000
わんぱく広場	400	—	800	—
のびのび広場	400	200	800	400
みどりの広場	1円/30㎡		1円/15㎡	

減免基準

- ・国、県、市町村その他公共団体が主催又は共催する事業のため使用する場合
- ・県が後援又は賛助する事業のため使用する場合（営利を目的としないものに限る）
- ・公園の健全な利用を目的とする事業のため使用する場合（営利を目的としないものに限る）

【利用料金の支払いについて】

利用開始までに支払いをお願いします。(現金のみ)

【キャンセルについて】

原則ご利用の10日前(利用日を含む)までにご連絡ください。それ以降は利用料金を全額徴収いたします。ただし、荒天によるキャンセルの場合は徴収いたしません。

※無断キャンセルをされた場合は、1回目で嚴重注意、2回目で当該年度利用禁止といたします。

【利用当日について】

利用開始前に必ず、島見緑地管理事務所で受付をしてください。

ライン用の石灰等は利用者のご用意ください。利用後は、次の方の利用に問題ないよう石灰をホウキ等で薄くしてください。

【駐車場について】

駐車場は園内に4か所ございます(合計台数248台)

道路脇や園内には絶対に駐車しないでください。

また、一般の公園利用者の駐車台数確保のため、駐車台数を制限させて頂く可能性もございます。

【利用上の注意】

- ① 準硬式・硬式野球、ゴルフ、投てき競技等の危険を伴う種目は利用できません。
- ② ラグビー用スパイクでの練習はご遠慮ください。
- ③ 公序良俗に反するものは利用できません。
- ④ 大会等の場合は、優先的に受付する場合があります。
- ⑤ 天候や管理上の都合により予約をお断りすることがあります。
- ⑥ 熱中症・怪我等の事故が起きた場合は、必ず島見緑地管理事務所にご連絡ください。
- ⑦ 利用時間を超えそうな場合は、必ず島見緑地管理事務所にご連絡ください。
- ⑧ 火気厳禁です。焚き火、カセットコンロ、ストーブ等は利用できません。
- ⑨ 喫煙は島見緑地管理事務所協の喫煙所をご利用ください。決められた場所以外では禁煙です。
- ⑩ 車は決められた駐車場をご利用ください。他の方に迷惑となる駐車はしないでください。
また、駐車場での事故・盗難等について施設側は責任を負いかねます。
- ⑪ 利用者の変更、第三者への譲渡(また貸し)はできません。
- ⑫ 鍵、備品等は、利用後すみやかに返却してください。
- ⑬ 施設や備品を破損した場合は弁償していただく場合があります。
- ⑭ ごみは必ずお持ち帰りください。
- ⑮ その他、管理者の指示に従ってご利用ください。

【お問い合わせ・お申込み】

県立島見緑地・聖籠緑地管理事務所

〒950-3102 新潟市北区島見町山興野字山之辺2645-1

TEL: 025-255-3202 FAX: 025-255-3206